

中山間地域防草対策支援事業に関する補助金交付要領

令和5年3月22日決裁

(目的)

第1 営農継続に意欲的な集落が生産性の向上と安全性の確保により集落全体の農業経営安定化と良好な農地の保全を図ることができるよう、中山間地域防草対策支援事業における防草シート設置支援に係る補助金を交付する。この要領は、当補助金の交付に関し、農林業等に関する補助金交付規則（昭和32年規則第31号）、金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）及び農林業等に関する補助金交付要綱（昭和53年3月31日決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において、防草シートとは、除草省力化のため、日光を遮光し光合成を抑えることにより雑草の繁茂を抑制する被覆材をいう。

2 防草シート補助資材とは、防草シートを押さえるピン及び杭をいう。

(交付の対象者)

第3 補助金は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる対象者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

区 分	交付の対象者
中山間地域等直接支払交付金に取り組む集落	集落協定の組織
中山間地域活性化計画を策定した集落	生産組合

(交付の対象となる経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、集落ぐるみで防草シートを設置する際に要する経費のうち、別表に掲げる要件等を満たすもので、市長が適当であると認めるものとする。

2 補助金の交付は、同一農用地に対して1回限りとする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、対象経費の4分の1に相当する額以内の額とし、毎年度1回、300,000円を限度として、予算の範囲内で交付する。なお、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施前に補助金交付申請書とともに、防草シート設置計画書(様式第1号)及び防草シートの設置年度から起算して5か年は営農を継続し、当該地の畦畔の保全のために適切な管理を続ける旨の誓約書(様式第2号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した実績報告書とともに、防草シート設置報告書(様式第3号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の対象期間)

第8 補助金の交付の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

事業主体	補助金対象経費	要件等
中山間直接支払交付金に取り組む集落（集落協定の組織） 中山間地域活性化計画を策定した集落（生産組合）	対象経費は、防草シート及び補助資材（防草シートを押さえるピン及び杭に限る）に係る資材費とする。	防草シートは、下記のとおり、雑草の繁茂を抑制するために有効な構造であること。 <ul style="list-style-type: none">・耐用年数が概ね7年以上である・材質がポリプロピレン又はポリエステルである・遮光率が99.5%以上である

防草シート設置計画書

ふりがな	
集落協定の組織名 又は 生産組合名	
ふりがな	
代表名	
ふりがな	
住所	

防草シート 設置箇所	別添位置図のとおり ※ 防草シート設置箇所を年度毎に記載すること
防草シート 設置年度	年度 ～ 年度

添付書類

- ・ 位置図
 - ①集落協定の組織は、「中山間地域等直接支払制度対象農用地図の写し」を使用すること
 - ②生産組合は、上記①に準ずるような地図の写しを使用すること
(不明な場合は、お問い合わせください)
- ・ 製品性能書（製品の材質、耐用年数、遮光率が記載されたもの）
- ・ 資材購入費の見積書
- ・ 現況写真

※裏面

- 1 防草シートは、以下のとおり雑草の繁茂を抑制するために有効な構造であること。
 - ①耐用年数が概ね7年以上である
 - ②材質がポリプロピレン又はポリエステルである
 - ③遮光率が99.5%以上である

- 2 施工・設置にかかる費用は対象外とする。

- 3 損傷した防草シートを撤去する場合は、適切な廃棄処分を行うこと。

- 4 製品性能書に製造元の連絡先を記載すること。

- 5 申請は、毎年度行う必要がある。
なお、申請に必要な添付書類等も同様に提出すること。

- 6 補助金は、300,000円を限度として、予算の範囲内で毎年度1回に限り交付する。

誓約書

年 月 日

（宛先）金沢市長

_____（集落協定の組織名又は生産組合名）_____は、中山間地域防草対策支援事業により防草シートを設置した_____町の農地において5年以上営農を続けることを誓約します。

住 所 _____
氏 名 _____（集落協定の組織名又は生産組合名）
代表 _____

防草シート設置報告書

ふりがな	
集落協定の組織名 又は 生産組合名	
ふりがな	
代表名	
ふりがな	
住所	

防草シート 設置箇所	別添位置図のとおり
防草シート 設置年度	年度

添付書類

- ・ 位置図
 - ①集落協定の組織は、「中山間地域等直接支払制度対象農用地図の写し」を使用すること
 - ②生産組合は、上記①に準ずるような地図の写しを使用すること
(不明な場合は、お問い合わせください)
- ・ 領収書
- ・ 設置後写真

※裏面

- 1 防草シートは、以下のとおり雑草の繁茂を抑制するために有効な構造であること。
 - ①耐用年数が概ね7年以上である
 - ②材質がポリプロピレン又はポリエステルである
 - ③遮光率が99.5%以上である
- 2 施工・設置にかかる費用は対象外とする。
- 3 損傷した防草シートを撤去する場合は、適切な廃棄処分を行うこと。
- 4 製品性能書に製造元の連絡先を記載すること。
- 5 申請は、毎年度行う必要がある。
なお、申請に必要な添付書類等も同様に提出すること。
- 6 補助金は、300,000円を限度として、予算の範囲内で毎年度1回に限り交付する。